

議案第19号

議案名 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由・経緯

宝塚市立健康センターでは、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（以下「指針」という）に基づいて、対策型検診として実施されています。

この指針が令和7年（2025年）12月24日付で改定され、これまで重喫煙者を対象に胸部X線検査と併用して実施していた喀痰細胞診検査について、対策型検診・任意型検診いずれにおいても実施しないことが推奨されました。

このため、宝塚市立健康センター条例で規定する健康増進法等に基づく検診から^{かくたん}喀痰細胞診を削除するほか、所要の見直しを行うため、条例を改正しようとするものです。

2 改正の内容

宝塚市立健康センターで実施する^{かくたん}喀痰細胞診の廃止に伴い、別表第1（第5条関係）中、^{かくたん}喀痰細胞診の項を削除するものです。

（改正前） ^{かくたん}喀痰細胞診（肺がん検診受診者で ^{かくたん}喀痰細胞診が必要なものに限る。）
1件 800円

（改正後） 削除

3 施行期日 令和8年（2026年）4月1日

4 参考

（1）^{かくたん}喀痰細胞診検診対象者 40歳以上の市民のうち、重喫煙者※
※1日あたりの平均喫煙本数と喫煙年数を掛け合わせた「喫煙指数」が600以上の方

（2）令和6年度（2024年度）受診者数 459人（要精密検査 0人）
（健康センター39人、市内実施医療機関420人）

なお、市内実施医療機関で行う^{かくたん}喀痰細胞診についても廃止します。

（3）対策型検診と任意型検診について

ア 対策型検診

指針に含まれているがん検診をいい、対象集団におけるがんの死亡率減少を目的として有効性が確立されている検診であり、市民が検診による利益を公平に受けられるよう公的資金を投入して実施すべき検診とされています。

イ 任意型検診

指針に含まれていないがん検診等をいい、がんの死亡率減少に関する証拠が不十分であり、個人が自身の考えのもとで死亡リスクを下げるために受診するものとされています。